

平成21年度公立大学法人高知工科大学年度計画

目次

- 第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置
- 第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

計画

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 教育研究上の基本組織

(1) 学群及び学部並びに大学院研究科

学群・学部	システム工学群	
	環境理工学群	
	情報学群	
	マネジメント学部	マネジメント学科
大学院研究科	工学研究科	基盤工学専攻

(2) 研究所等

地域連携機構	連携研究センター
	地域連携センター
研究所	総合研究所
	社会マネジメント研究所
	ナノデバイス研究所
研究センター	ナノ創製センター

第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1-1 工学系3学群やマネジメント学部の学年進行に沿って、セミナー、演習、実験、実習、インターンシップ、卒業研究等の少人数教育の充実を図るための取組を開始する。
- 2-1 マネジメント学部と工学系3学群との立ち上げにあたり、既に確定しているカリキュラム編成を着実に実行する。
- 3-1 大学院における入学者選抜方法の方針（アドミッションポリシー）、教育課程の方針（カリキュラムポリシー）、学位授与の方針（ディプロマポリシー）の明確化を検討する。また、博士・修士号学位取得のための、指導体制、審査体制を充実させるための取組みを開始する。
- 4-1 学生に対する表彰制度を改善する。
- 5-1 企業や卒業生と密接な連携を図るため、同窓会・後援会ルームの整備を行う。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 授業評価制度の改善を検討するとともに、評価結果により授業の質、科目の内容や実施状況を検証して教育内容の改善を図る体制の構築を検討する。
- 2-1 教育講師によるスタディスキルズ、英語・数学の習熟度別クラス編成などを通じて、入学時学力の早期向上を図るリメディアル教育（基礎学力再生教育）を行う。また、導入教育支援のため、本学独自の教育講師制度の更なる充実を図る。
- 3-1 スタディスキルズ、キャリアプラン基礎、キャリアプラン、インターンシップ等により体系的なキャリア教育プログラムを構築して、特に問題発見・解決能力やコミュニケーション力を増進させるとともに、職業人に要求される基礎的能力を体得させる総合的キャリア教育を推進する。
- 4-1 学生の国際学会発表を促すため、必要な学生支援を行う。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 1-1 新しい分野における教育の可能性も踏まえて、大学教育における効果的な教育プログラムのあり方を常に検討する。また、そのために必要な施設設備の整備を行う。
- 2-1 マネジメント学部や工学系3学群における学士課程教育に対応して、新しい大学院教育プログラムを提供可能な体制を構築するための準備を行う。
- 3-1 クォータ制度によって、短時間で集中的な履修を可能とするとともに、GPA制度を中心とする厳格な成績評価により、卒業時に学生が到達する水準を保てる学修度評価システムを構築する。
- 4-1 自主的学習のための教材や課題等を様々な手法によって提供するための準備を行うと同時に、自主的学習スペースを提供するために、ワークステーション室、附属情報図書館等の利用環境の充実を図る。
- 5-1 クォータ制度・GPA制度を中心として、適切な教務関連情報の管理・共有方法を検討する。
- 6-1 主に四国内の他の大学と戦略的に連携することによって、教育環境の向上や教育効果の

改善を図る。また、高校教育から大学教育へとつながる連携についても協議を開始する。

7-1 教職課程に中学理科免許を追加申請する。また、教職課程に中学・高校の数学免許を追加する準備を行う。

8-1 大学院教育体系の中にT A制度を積極的に組み入れるための準備を行う。

9-1 戦略的大学連携等を活用して教員に対するF D活動、事務職員に対するS D活動を推進する。

(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置

1-1 定期健康診断、地元医療機関との密接な連携、学生の気軽な相談等を支援する体制を強化する。また、メンタルヘルス担当の学生カウンセラーの配置を検討する。

2-1 企業を対象に大学説明会を各地で開催する等、企業への働きかけを継続的に行うと同時に、教職員が相互に情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな進路支援を行う。

3-1 学生の課外活動支援のために施設・設備・備品の整備を行う。また、奨学金給付、T A (Teaching Assistant)・R A (Research Assistant)制度等によって多面的な学生生活支援を充実させる。

4-1 学会等での論文発表など学外での成果発表を奨励するために、学生に対し旅費その他の経費を支援する制度を検討する。

(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

1-1 推薦入試において県内高校出身者のための枠を確保する。さらに、経済的理由のため大学進学を断念せざるを得ない優秀な県内高校出身学生を支援するための奨学金制度を導入する。

2-1 様々な長所を持った入学生を確保するため、推薦入試、特待生制度等多様な入学者選抜制度を実施する。

3-1 本学学士課程からの修士課程入学者数を増加させるための進学コンサルテーション等を充実させ、教育研究のより一層の高度化を図る。また、大学間協定や国際共同研究を通しての留学生・研究生の受け入れを積極的に行う。

4-1 本学における教育、研究、地域貢献活動を広く広報するとともに、オープンキャンパス、公開講座や模擬授業等を実施し、本学の魅力を広く学外へ伝える。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

1-1 「開かれた研究の場」を形成し発展させながら、様々な研究領域における知識や研究成果を融合させて先端的研究を推進するとともに、学際的な分野の形成と発展を図るために、学内の研究交流も充実する。

2-1 一定期間ごとの学外研究活動(サバティカル)と国内外教育研究機関への研修を制度化し、世界的水準の研究者との共同研究等を推進する。その結果として、国際的共同研究をベースとした留学生や研究生(短期留学生を含む)の受入れを推進する。

3-1 研究成果の実用化の過程で出てくる新たに解決すべき課題を、各種外部資金を利用しながら、企業とともに解決する等を通して、さらに研究の発展・拡大を図る。

4-1 他の教育機関や公設試験研究機関等との戦略的な共同研究について協議を開始する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1 地域連携機構を立ち上げ、研究本部との連携を行い、新たな研究体制の構築を図る。

2-1 独創性の高い研究の外部資金獲得を組織的に支援し、獲得した資金に対して学内研究費による追加支援を行う等の取組を行う。

3-1 教員枠（任期付）並びに博士研究員（ポスドク）制度を導入し、これらを有効に活用することによって、研究力を向上する。

3-2 研究の場を拡大的に発展させるため、大学独自に重点分野を選定した重点研究室を選定し、研究資源を投入する。

4-1 附属情報図書館の提供する電子版雑誌類などの情報提供力を強化する。

3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携に関する目標を達成するための措置

1-1 地域連携機構を中心に、地域のニーズや地域の特性を踏まえ、県内自治体、公設試験研究機関、地域等と連携を行い、特色ある研究を推進するための準備を行う。

2-1 地域連携において良好な成果を上げている研究グループや、地域連携に関連する研究が順調に進展している研究グループに対して、学長裁量研究費等による活動支援を行うための仕組みを構築する。

(2) 地域への開放に関する目標を達成するための措置

1-1 地域連携機構の取組み紹介に繋がる、公開講座を実施する。

2-1 情報図書館等の大学施設を地域住民にも開放する。

3-1 大規模災害に備えて、県、市町村、警察、消防等の関係団体と必要な協議を開始する。

(3) 地域の活性化及び振興に関する目標を達成するための措置

1-1 サテライトキャンパスの設置及び社会人向けの授業を実施する準備を行う。

2-1 地域との連携により研究成果の実用化を目指すために共同研究・受託研究等の受け入れを推進する。

3-1 国や自治体等の各種委員会・審議会等への参加、企業等の研究への講師派遣等を通じて、地域貢献を図る。

(4) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置

1-1 地域の教育を支援する組織として新たに、地域教育支援センターを創設し、学校現場、教育委員会等との連絡を密にして、本学教員による体験授業、高校教員研修プログラムの実施等を行う。

(5) 国際交流に関する目標を達成するための措置

1-1 大学の国際性を高めるため、国際的共同研究をベースとした留学生や研究生（短期留学生を含む）の受け入れを推進する。

2-1 国際学会の誘致を検討する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 私立大学として構築してきた効率的な業務体系を可能な限り維持しながら、公立大学法人に適合する方策を立てる。
- 2-1 経営に関する事項は経営審議会、教学に関する事項は教育研究審議会の意見を徴す体制にする。
- 2-2 学長を補佐する組織として企画室を設置する。
- 2-3 理事長を補佐する組織として学内理事会を設置する。
- 3-1 経営と教学の共通組織として、従来の教育本部、研究本部に加えて、新たに業務企画本部と情報集積本部を設置し各本部の下に、教員と事務局員で構成する各目的別センター組織（入試、教育、就職、教職課程支援、国際交流、情報システム、地域教育支援、広報）を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 マネジメント学部と工学系3学群との連携教育の実施を検討する。
- 2-1 教育ニーズを考慮しながら新しい分野における教育の可能性について常に検討し、必要な取組を行う。
- 3-1 サテライトキャンパスの設置及び社会人向けの授業を実施する準備を行う。（再掲）
- 4-1 地域連携機構を立ち上げ、研究本部との連携を行い、新たな研究体制の構築を図る。（再掲）
- 5-1 学長が定めた重点分野（地域活性化、環境問題対応、情報分野での文理融合、医療福祉への工学応用等）における教育・研究を推進するために、任期付の専任教員15名及び特任教員3名を本年度または来年度に採用・配置する。
- 5-2 重点分野の研究を推進するために、博士研究員15名を本年度または来年度に採用・配置する。
- 6-1 中長期的な見通しのもとに、教職員の適正な採用及び配置計画を策定する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 優秀な人材の採用計画の策定とその実施を担当する組織として、人材センター及び人事部を新たに設置する。
- 2-1 教員評価を実施して、給与に反映させるために、人材センターのもとに「教員評価委員会」を置く。また、事務職員に対する透明性の高い業務評価制度を作成し、その結果も採り入れた給与体系を検討するために、「事務職員人事制度検討委員会」を新たに設置する。これらの、教員及び事務職員の業績や職能履歴を一元的に把握し、さらなる能力開発に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学内に分散する各種データをデータベースとして構造的に一元化し、事務処理の合理化とデータの精度向上を同時に実現するために、「大学マネジメント用戦略的情報システム」を構築する。そのために、本年度は事務処理の合理化に係る業務分析を実施する。
- 2-1 事務職員の職能に応じた研修制度計画を策定し、延100人日程度の職員研修を実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1-1 競争的教育研究資金の応募件数と採択率の向上を図るために、各種制度の紹介と申請方法についての研修会を実施する。また、積極的な外部資金獲得を促すために、競争的資金獲得時の学内追加支援制度を整備する。
- 2-1 競争的資金による教育研究活動を行う人員を確保するため、人事や人件費などについて柔軟に対応できる制度を構築する。

2 効果的かつ効率的な経費の執行に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務構造の改善案を策定するため詳細な調査を行う。
- 2-1 事務職員のスキルアップのための研修を企画・実施する。
- 3-1 経営努力により生み出された剰余金等を原資として、新たな教育研究等の発展につなげる仕組みを検討する。
- 4-1 教員組織の改編や設置については、工学系教育課程の定員と全体定員との比率を勘案し、財政措置についての検討をも重視する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 定期的な資産の点検及び評価を実施する。
- 2-1 資産を有効に活用するために、資産台帳の整備を行う。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検及び評価並びに第三者評価に関する目標を達成するための措置

- 1-1 年度計画の達成状況及び中期計画の進行状況について、法人の自己点検・評価を実施し、業務実績報告書として取りまとめる。
- 2-1 認証評価機関の評価は、平成24年度に受けることとし、そのための準備として、今年度はマネジメント学部の自己点検を実施する。

2 情報公開等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 積極的な情報の開示を行うための体制整備を行う。
- 2-1 リポジトリ（論文等の大学知的資産の公開サイト）のコンテンツを論文以外の教材や講演・発表資料にまで拡張し、地域における情報集積発信拠点としての充実を図る。また、大学の優れた教育研究活動とその成果を、常時ホームページに掲載する等により、社会へ発

信する。

第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 施設設備の利用状況を調査し、全学的視野に立って施設設備の有効活用を検討する。
- 2-1 施設設備・教育用機材の現状調査を行い、必要な更新を行う。
- 3-1 県及び市町村の意向を踏まえ、避難場所として必要な機能について検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学内に安全管理を行うための委員会を設置することにより、学内の安全管理を推進する。
- 2-1 教育・研究に伴う事故防止、安全管理に対する啓発及び指導の徹底を図る。

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- 1-1 マニュアルを作成し、学生・職員に配布する。
- 2-1 セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント及びパワーハラスメントなど人権侵害防止のための啓発を検討する。
- 3-1 ハラスメント相談員制度を周知し、学生が安心して相談できる仕組みを確立する。
- 4-1 コンプライアンスを推進するため、内部監査委員会を設置する。
- 4-2 教育研究活動を中心とした不正防止を推進するため、不正防止委員会を設置する。

4 環境保全等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 広報活動（掲示板等）による学内不法投棄の抑制、分別の徹底を図る。
- 2-1 環境保全や環境への負荷低減に貢献する分野への教育研究費を用意する。
- 3-1 研究機器の購入及び更新時における省エネ機器の選定の徹底を図り、学内の使用エネルギーの削減に繋げる。
- 3-2 リサイクル（新聞紙、ダンボール、空缶、ペットボトル等）活動を推進する。